

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

- (1) 調達物品の名称  
令和8年度医薬材料
- (2) 調達物品の仕様  
品名、規格、指定品、単位及び年間予定数量は別添「令和8年度医薬材料入札品目一覧表」（以下「入札品目一覧表」という。）のとおりとする。
- (3) 契約期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所  
鳥取県衛生環境研究所（鳥取県東伯郡湯梨浜町大字南谷526番地1）  
鳥取県原子力環境センター（同上）

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。
  - ア 医療・理化学機器類の医療機器
  - イ 医療・理化学機器類の理化学機器
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

### 3 契約担当部局

鳥取県福祉保健部・生活環境部衛生環境研究所

### 4 配付資料

- ・令和8年度医薬材料入札品目一覧表
- ・入札参加資格確認書（様式第1号）
- ・質問書（様式第2号）
- ・委任状（様式第3号）
- ・入札書（様式第4号）
- ・契約保証金免除申請書（様式第5号）
- ・電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第6号）

### 5 入札手続等

- (1) 入札の手続及び調達物品の仕様に関する問合せ先  
〒682-0704 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字南谷526番地1  
鳥取県福祉保健部・生活環境部衛生環境研究所総務担当

電話 0858-35-5411

メールアドレス eiseikenkyu@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年2月26日(木)から同年3月11日(水)までの間にインターネットのとりネット衛生環境研究所ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/eiken/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月26日(木)から同年3月11日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)、レターパックプラス(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時、場所

ア 日時

令和8年3月25日(水)午後3時 即時開札(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月24日(火)午後5時までとする。)

イ 場所

〒682-0704 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字南谷526番地1  
鳥取県福祉保健部・生活環境部衛生環境研究所大会議室

6 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより5の(1)の場所に令和8年3月4日(水)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和8年3月6日(金)にインターネットのとりネット鳥取県衛生環境研究所ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/eiken/>)によりまとめて閲覧に供する。

7 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、8の事前提出物を作成の上、5の(1)の場所に令和8年3月11日(水)正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

8 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

(1) 入札参加資格確認書(様式第1号)

(2) 2の(4)を証するもの(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式)等)(競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。)

## 9 資格審査について

- (1) 7の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年3月13日(金)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年3月17日(火)までに書面(様式は自由)により説明を求められることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和8年3月19日(木)までに書面により回答する。

## 10 入札条件等

- (1) 入札は紙によるものとする。
- (2) 入札に当たっては、入札品目一覧表に記載した品目ごとに記載すること。  
なお、請求に当たっては、入札書に記載した入札金額(税抜)にそれぞれの実績数量を乗じて得た金額の合計額に当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、単価(消費税及び地方消費税を除く。)を入札書の入札金額(税抜)欄に記載すること。  
また、この調達が入札書に記載された入札金額(税抜)による単価契約であり、年間予定数量は最低数量を保証するものではないので注意すること。
- (3) 一部の品目において入札を辞退する場合は、当該品目の入札金額(税抜)の欄に「辞退」と記載すること。
- (4) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (5) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (6) 再度入札は2回とする(初度入札を含めて3回とする。)
- (7) 再度入札においては、該当品目のみを記載すること(郵送等を除く。)
- (8) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (9) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状(様式第3号)を5の(4)(郵送等による入札の場合は5の(1))の場所に提出しなければならない。  
なお、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (10) 委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。
- (11) 入札書は、入札者を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。なお、入札書を持参して入札する場合は、2回目以降の入札は、入札書のみを提出すること。  
郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。  
また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (12) 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。  
ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を郵便等又は持参の方法により提出すること。  
イ 入札執行中にあっては、入札辞退届を提出すること。なお、再入札においては、入札辞退届の代わりに入札書に再入札となった品目全ての入札金額の欄に「辞退」と記載すること。
- (13) 入札者は、政令、会計規則、本件公告及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (14) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 11 発注、納品及び支払

- (1) 発注は、電話等により随時行う。
- (2) 納品場所は発注をした機関（鳥取県衛生環境研究所又は鳥取県原子力環境センター）とする。
- (3) 支払は精算払とし、発注をした機関ごとに行う。
- (4) 納入期限は、発注の都度定める。
- (5) 納品に当たっては、当所が環境方針等について定めた要綱に沿って、省資源及び省エネルギーを推進するとともに廃棄物の減量化及びリサイクルに努め、環境に配慮すること。

## 12 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、10 の（2）で入札書に記載の入札金額（税抜）にそれぞれの入札品目一覧表に示す年間予定数量を乗じて得た額の合計額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「支払予定総額」という。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 13 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状を5の（4）（郵便による入札の場合は5の（1））の場所提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (6) 記名のない入札書による入札
- (7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札（鉛筆、フリクションボールペン等）
- (8) 入札書の金額、入札者その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (9) 入札書の金額に訂正を施した入札書による入札
- (10) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札（郵便等による入札の場合を除く。）
- (11) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (12) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

## 14 落札者の決定方法

落札者の決定は品目ごとに行うこととし、本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者が2者以上あるときは、くじ引きを行い、落札者を決定する。なお、郵送等による入札者のくじ引きは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 契約書作成の要否

要

## 16 手続における交渉の有無

無

## 17 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として支払予定総額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
    - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
    - (イ) 暴力団員を雇用すること。
    - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
    - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
    - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
    - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
    - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 12 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第 5 号）を、5 の（1）の場所に提出すること。
- (6) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第 6 号）を、5 の（1）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。
- (7) 鳥取県議会令和 8 年 2 月定例会において本件調達に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。